

入札公告

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査の業務委託に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年6月28日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年9月15日（金）まで

(4) 履行場所

兵庫県立東はりま特別支援学校

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 土壌汚染対策法に定める指定調査機関であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒675-0148 加古郡播磨町北古田 1-17-17
兵庫県立東はりま特別支援学校 担当：前田
電話 (079) 430-2820
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和5年6月28日(水)から令和5年7月10日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和5年7月21日(金)午前10時00分 兵庫県立東はりま特別支援学校
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年7月14日(金)午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
なお、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和5年7月10日(月)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。
ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の締結

ア 委託契約の締結にあたっては、落札決定の日から7日以内に、契約書を提出すること。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(10) 支払条件は、次のとおりとする。

ア 前金払 無

イ 部分払 無

(11) その他詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査の業務委託一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務件名

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査

(2) 仕様

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和5年9月15日(金)

(4) 履行場所

兵庫県立東はりま特別支援学校

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記6(1)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 土壌汚染対策法に定める指定調査機関であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和5年7月10日（月）午後5時に4(1)で定める場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

4 入札参加の申込み

(1) 申込場所

〒675-0148 加古郡播磨町北古田1-17-17
兵庫県立東はりま特別支援学校 担当：前田
電話（079）430-2820

(2) 申込期間

令和5年6月28日（水）から令和5年7月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込書類

ア 入札参加申込書を作成の上、前記(1)の申込場所に提出すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し及び一般競争入札に参加を希望する者の会社概要を入札参加申込書に添付すること。

なお、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時まで取得できていない場合は、下記6(1)の入札開始日時までに前記(1)の場所に持参すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和5年7月12日(水)までに入札参加申込者に一般競争入札参加資格確認通知書を電子メール又はファックスにて通知する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札、開札の日時及び場所

令和5年7月21日(金) 午前10時00分 兵庫県立東はりま特別支援学校

(2) 前記4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書を当日持参すること。

7 入札書の提出方法

入札書は、入札・開札日時及び場所に直接入札書を提出すること。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。

(2) 入札書は、当校指定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した業務の名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあたっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。

なお、参加申込時に届出が必要である。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときはこの限りでない。万が一、誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

9 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に関して疑問がある場合は、次により文書、ファックス（様式は任意）で質問すること。
 - ア 提出期間
令和5年6月29日（木）から令和5年7月10日（月）まで
午前9時から午後5時、最終日のみ午後12時まで（正午から午後1時までを除く）
 - イ 提出場所
前記4（1）に同じ
- (2) 回答書は令和5年7月12日（水）までにファックスにて通知する。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年7月14日（金）の午前11時までに納入しなければならない。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (2) 契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

11 無効となる入札

- (1) 前記2に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札者となるべき同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。
- (3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書は所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。
ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日

までであること。

- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 契約書は2通作成し、双方1通ずつ保有する。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約締結日までの契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札をした者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、
 - ア 暴力団または暴力団員でないこと
 - イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと
 - ウ 前記ア、イに該当することとなった場合は、契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。
また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

17 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- (4) 質疑書様式
- (5) 仕様書受領書
- (6) 提出書類等の注意事項

- (7) 契約書 (案)
 - (8) 入札の注意事項
 - (9) 委任状
 - (10) 入札書
 - (11) 見積書 (不調協議用)
 - (12) 入札書・見積書記載例
- ※(8)～(12)については、入札参加資格確認通知時に交付

18 調達事務担当

〒675-0148

加古郡播磨町北古田 1-17-17

兵庫県立東はりま特別支援学校 担当：前田

電話：(079) 430-2820

ファックス：(079) 430-2821

e-mail：hharima_shien@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査 仕様書

1 業務名

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査

2 調査目的

同学校敷地の土壌について、必要な情報収集等を行い、試料採取等対象物質の種類の特定制及び土壌汚染のおそれの区分の分類を行うことを目的とする。

3 調査対象所在地

兵庫県立東はりま特別支援学校

住所：加古郡播磨町北古田1丁目17番17号

管理者：兵庫県立東はりま特別支援学校

対象エリア：別添図面のとおり

4 委託期間

契約の日から令和5年9月15日まで

5 委託業務

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン【改訂第3.1版】（令和4年8月環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室作成）」を参考に「地歴調査」を行い、報告書を作成すること。また、土壌汚染の可能性があった場合、土壌調査を実施するための仕様書を作成すること。

6 調査方法

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン【改訂第3.1版】（令和4年8月環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室作成）」を参考に「地歴調査」を行う。

7 調査の実施にあたり留意すべき事項

本業務の受注者は、土壌汚染対策法に定める指定調査機関であること。

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン【改訂第3.1版】（令和4年8月環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室作成）」を参考にすること。

8 調査報告書

調査結果は、任意の様式で作成し、2部提出すること。

9 土壌調査の仕様書

土壌調査の仕様書は、土壌汚染の可能性がある場合に次の土壌調査の発注を行うために必要な内容を任意の様式で仕様書として作成する。

10 特記事項

- (1) 支払い条件は業務完了後とする。
- (2) その他明記なき事項は、兵庫県立東はりま特別支援学校と協議すること。
- (3) 業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らさないこと。

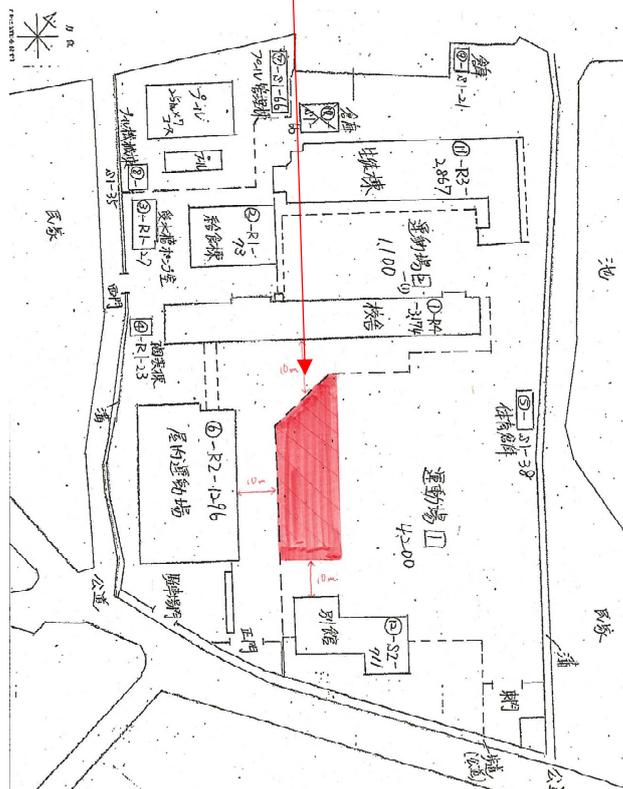
○調査範囲

下記赤色の範囲(約 1,711 m²)



H21 汚染土が出土した箇所

- ・ H21 旧播磨町立小学校を活用して東はりま特別支援学校を整備(校舎改修及び増築)
校舎増築のための基礎工事の際、整備箇所から汚染土が出土
- ※当該土地は旧播磨町立小学校の前はゴム工場であったとのこと。



一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子 様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____

職・氏名： _____

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 4 連絡先（担当者）

所属： _____

電話： _____

氏名： _____

FAX： _____

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子 様

入札参加業者名

質疑について

標記のことについて、下記のとおり質疑書を提出します。

記

- 1 件名 兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査
- 2 履行場所 加古郡播磨町北古田1-17-17
- 3 質疑書

番号	ページ数	質疑事項	回答
1		○○○○○○○○○ と考えてよろしいでしょうか。	
2			
3			
4			
5			

仕 様 書 受 領 書

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

件名 兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査

上記設計図書一式確かに受領しました。

令和 年 月 日

商 号

代表者名

所在地

受取人氏名

提出書類の注意事項

下記に示す書類を、持参により提出してください。

1. 入札参加申込み時（期限：令和5年7月10日（月）午後5時まで）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 返信用封筒（定形長3に84円分の切手を貼付のうえ、宛先を明記すること。）

2. 仕様に関する質問（期限：令和5年7月10日（月）午後12時まで）

仕様書等交付書類に関して質問がある場合のみ FAX にて提出してください。

・質問書（様式は任意）

提出先 兵庫県立東はりま特別支援学校 担当：前田

FAX：(079)430-2821

3. 入札日（令和5年7月21日（金）午前10時00分）

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 委任状（代理人が出席する場合のみ）※代表者の押印漏れがないように注意すること。
- ④ 本人確認書類（写真付公的書類（運転免許所等））※入札前に確認します
- ⑤ 積算内訳書

4. 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、直ちに再入札に移行します。

再入札しても、落札者のないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約に移行します。

5. 契約時（落札業者のみ）

契約書 2通（兵庫県立東はりま特別支援学校で準備する契約書に記名・押印してください）

※この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

(案)

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査業務委託契約書

兵庫県立東はりま特別支援学校(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査について、次の条項に従う
ほか、関係法令を遵守し、互いに信義を守り、誠実に業務委託を履行するものとする。

(業務)

第1条 業務内容は、兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査仕様書(以下
「仕様書」という。)のとおりとする。

(委託期間)

第2条 この契約の期間は、令和5年 月 日から令和5年9月15日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の税額 金 円)と
する。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、 とする。

(守秘義務)

第5条 乙は、この契約により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱
特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら
ない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせては
ならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理
部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)ては
ならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲
等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提
出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承
認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うもの
とし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)
には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面によ
る承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項
が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者
の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(調査費用等)

第7条 業務において生じた調査費用や旅行費等のすべての費用は、乙の負担とする。

(内容の変更等)

第8条 甲は、必要に応じて、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(著作権等の取扱い)

第9条 乙は、委託事務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。

2 乙は、委託料の中から取得した物品のうち、この契約の対価として取得したものの以外で、委託期間終了後、備品として耐用年数をとどめているものは、甲に引き継ぐものとする。

(調査等)

第10条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託事務が完了したときは、事業実績報告書(別紙様式1)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、委託事務の完了を確認するための検査を完了し、当該審査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、委託事務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を委託事務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

4 成果物の引渡しは、第2項(第3項において準用する場合を含む。)の甲が合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第4項の成果物の引渡し完了したときは、委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、請求書により前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(危険負担)

第13条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求(以下「委託料減額請求」という。)、損害賠償

の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第15条 乙の責に帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないときは、乙は違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額とする。

(解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第16条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるとき。

第16条の3 甲は、第16条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第17条 甲は、第19条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以

下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第8条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(令和22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(令和23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第18条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等に行わせてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第19条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第20条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。))を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適当な労働条件の確保)

第21条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行利息)

第22条 乙は、第15条第1項又は第16条の3第2項に規定する違約金を甲の指定する期限内に支払わないときは、当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、当該未納額につき、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(賠償の予約)

第23条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第 25 条 この契約書に定めのない事項については、財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県加古郡播磨町北古田 1-17-17
兵庫県立東はりま特別支援学校
校長 村松 好子 印

乙

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う

旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

- 第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表(第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査業務委託 契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年 月 日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話

()

—

番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

再委託承認申請書

年 月 日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)
(電話番号)
(メールアドレス)

○年○月○日付けで契約した「兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査」に関する下記の再委託契約について承認を得たく、申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 契約年月日
- 3 再委託先 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)
- 4 再委託をする業務の範囲
- 5 再委託の金額
- 6 再委託の期間
- 7 再委託する必要性
- 8 情報管理
 - (1) 取り扱う情報の内容
 - (2) 個人情報の有無 有 ・ 無
(特定個人情報の有無 有 ・ 無)
 - (3) 情報の管理方法等
- 9 添付書類 体制図 (再委託-受託関係がわかるもの)

○第○○○○号
○○年○月○日

株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子

再委託承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった下記の再委託承認申請について、申請書のとおり
(下記の条件を附して) 承認します。

記

- 1 契約件名
- 2 契約年月日
- 3 再委託先 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)

- 4 再委託をする業務の範囲

- 5 再委託条件 【※条件を附す場合のみ】

(1)

(2)

再々委託等承認申請書

年 月 日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)
(電話番号)
(メールアドレス)

〇年〇月〇日付けで契約した「兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎建築にかかる地歴調査」に関する下記4から10の事項について承認を得たく、申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 契約年月日
- 3 再委託先 株式会社〇〇
(再委託承認通知：〇年〇月〇日付け〇第〇〇〇〇号)
- 4 再々委託先 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)
- 5 再々委託をする業務の範囲
- 6 再々委託の金額
- 7 再々委託の期間
- 8 再々委託する必要性
- 9 情報管理
 - (1) 取り扱う情報の内容
 - (2) 個人情報の有無 有 ・ 無
(特定個人情報の有無 有 ・ 無)
 - (3) 情報の管理方法等
- 10 添付書類 体制図 (再委託-受託関係がわかるもの)

再々々委託の承認申請の際は、
┌ 「3 再委託」を「3 再々委託」に
└ 「4以降の「再々委託」を「再々々委託」に
それぞれ書き換えてご作成ください。(以降同様)

○第○○○○号
○○年○月○日

株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子

再々委託等承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった下記の再々委託等承認申請について、申請書のとおり（下記の条件を附して）承認します。

記

- 1 契約件名
- 2 契約年月日
- 3 再委託先 株式会社○○

再々々委託の承認申請の際は、
┌ 「3 再委託」を「3 再々委託」に
└ 「4以降の「再々委託」を「再々々委託」に
それぞれ書き換えてご作成ください。(以降同様)

- 4 再々委託先 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)

- 5 再々委託をする業務の範囲

- 6 再々委託条件 【※条件を附す場合のみ】

(1)

(2)